

あの IT 企業はなぜ社食が「無料」？

26 年 4 月以降、食事代の負担を見直しましたか？
 食事代の 50%以上を徴収していますか？
 事業主負担は月 3,500 円（8%の場合：税込 3,780 円）以下ですか？

食事代の負担は原則給与課税！

Google(グーグル)や楽天、DeNA(ディー・エヌ・エー)などの IT 企業の中には、社員食堂を設置して、社員に対して無料で昼食などを提供している会社があります。

社員のやる気を引き出して優秀な人材を確保したい、社員食堂で一緒に食べることで社員に共通の価値観をもたらしたい、従業員の健康管理を行いたいなど、理由はさまざまようです。

ただし、食事代は本来、「**食事代の支給を受けた人**」が負担すべきものですので、「**給与**」として課税するのが原則です。これらの会社では、給与課税による税金や社会保険料まで負担しているようですので、厳密には「無料」とはいえないかもしれません。

食事代の負担を非課税にするには？

食事代の中には、業務上の必要性から支給する場合や福利厚生的な面から、**一定の条件を満たす食事代**について「**非課税**」とする取扱いがあります。

ただし、税務調査でよく問題となりやすいのは、下図のうち「**食事の価額の 50%以上を徴収しているか**」、「**事業主負担は月 3,500 円(税抜)以下か**」という点です。消費税率が 8%になったこの機会に、一度見直してみましょう。

(1)社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額、(2)仕出し弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額が該当します。

